

令和3年 12 月 23 日  
記者発表資料

# 県と株式会社 Helte はコミュニティの再生・活性化に関する連携協定を締結しました！

神奈川県と株式会社 Helte は本日、「コミュニティ再生・活性化に関する連携協定」を締結しましたのでお知らせします。

## 1 経緯

コロナ禍により人と会う機会が減少する一方、オンラインツールの浸透により、国境を超えて様々な文化圏の人々と交流することができるようになりました。

そこで、コロナ禍で社会参加の機会が減少した日本人と外国人とのオンラインでの交流を通じ、「ボーダーレスな地域社会」を構築し、コミュニティの再生・活性化を進めます。併せて、留学生をはじめとする外国籍県民等と日本人との交流の機会が減少しているという課題にも対応していきます。

まずは外国人と日本語でコミュニケーションが取れるオンラインサービスを活用することで、こうした取組みを進めていくことといたしました。

## 2 株式会社 Helte について

株式会社 Helte は、グローバルコミュニケーションアプリ「Sail」を軸として、日本と世界を繋ぐグローバルなサービスを、産学官民の連携を通じて展開しています。

「Sail」は日本人と海外の人々が、自国にいながら日本語でビデオ通話ができるオンラインサービスです。世界 131 ヶ国で利用されています。日本人は基本的な機能を無料で使え、海外の人は月額料金を支払うことで会話を楽めます。

## 3 協定内容について

県と株式会社 Helte は協定の締結を機に、次の取組みについて連携・協力を進めます。

### (1) 県内の日本人や留学生等のコミュニケーション機会の創出に関すること

「Sail」の活用により、県内の日本人と、「海外で日本語を学んでいる若者」や「留学生や技能実習生など外国籍県民等」の方との間のコミュニケーション機会を創出します。

活用を進めるため、「Sail」の説明会を開催するとともに、外国籍県民等については、アンケート調査への回答を条件に「Sail」の利用を無償化します。さらに、初めての方でも参加しやすいよう、県内の観光情報等を含めた会話の事例集を作成します。

## (2) 「Sail」を軸としたオンラインコミュニティの形成に関すること

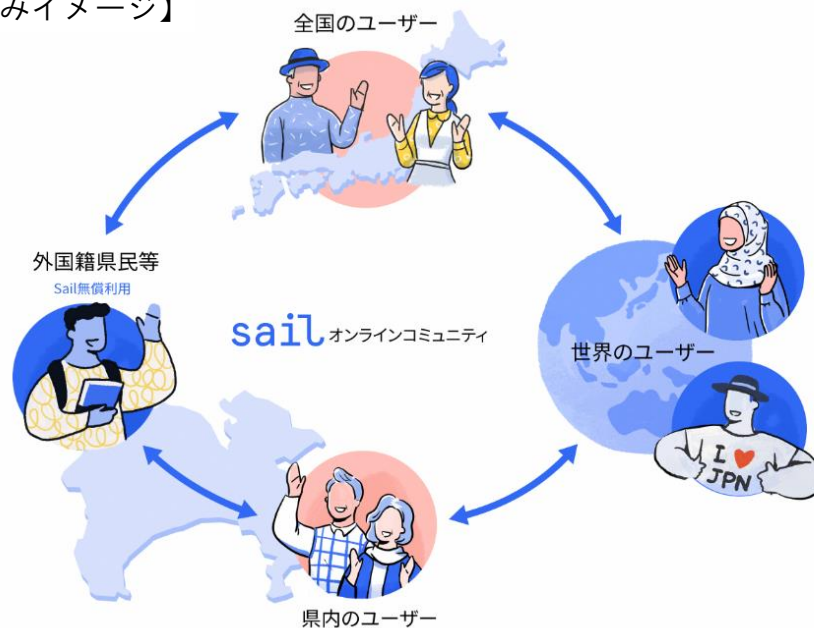
異文化交流や海外の文化に興味がある方同士がオンラインでコミュニケーションを取れる機会を提供します。

## (3) 対面での交流機会の提供に関すること

オンラインでしか会う機会がなかった、異文化交流や海外の文化に興味のある方同士が、対面で交流できるイベント等を実施します。

## (4) その他社会的課題の解決に資する取組みに関すること

### 【取組みイメージ】



(添付資料)

神奈川県と株式会社 Helte とのコミュニティ再生・活性化に関する連携協定

## 4 本取組みに関する情報発信

県のホームページ上で情報発信していきますので、下記のページをご確認ください。本取組みへの参加フォームも掲載しております。

■株式会社 Helte との連携(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k8d/community/helte.html>

### 問合せ先

神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室

企業連携担当課長

宮崎 電話 045-285-0398

コミュニティ活性化グループ

藏並 電話 045-285-0711

## 神奈川県と株式会社Helteとのコミュニティ再生・活性化に関する連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社Helte（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、神奈川県におけるコミュニティの再生・活性化に関する取組みの一層の推進を図るため、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、コミュニティの再生・活性化を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 県内の日本人や留学生等のコミュニケーション機会の創出に関すること
  - (2) 「Sail」を軸としたオンラインコミュニティの形成に関すること
  - (3) 対面での交流機会の提供に関すること
  - (4) その他社会的課題の解決に資する取組みに関すること
- 2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は県内市町村との連携が図られるよう努めるものとする。

## （協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

## （期間）

第4条 協定の有効期間は、締結の日から起算して2年間とする。ただし、協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から2年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月23日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治(自署)

乙 千葉県柏市東上町2-28 第一水戸屋ビル3F  
株式会社 Helte  
代表取締役 後藤 学(自署)